

第 2 号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則（昭和 3 0 年宮城県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 1 1 月 1 9 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第八号、様式第十一号の二及び様式第十二号中「第5条第1項第3号から第7号まで」を「第5条第1項第3号から第6号まで」とし、

- 「3 成年被後見人又は被保佐人
- 4 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」

- 「3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 』

6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 』  
改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

改 正 後

現

行

備 考

第一条～第三十四条（略）

第一条～第三十四条（略）

教育職員免許法の改正に伴うもの。

様式第1号

教育職員免許状授与等願書

宮城県教育委員会 職	年 月 日
本 籍 地	都・道・府・県
住 居 所	
(フリガナ)	
氏 名	印
生年月日(性別)	年 月 日(男・女)
連絡先電話番号	

下記の教育職員免許状の授与（新教育制度の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。  
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出  
する一切の書類が真実であることを誓約します。

1 免許状の種類  
2 教科又は領域

記

※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）  
3 種類以上の用に授けられた者  
4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失  
5 効の日から3年を経過しない者  
6 第1条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日か  
7 らる日本国憲法第16条の旨以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す  
ることを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

授与手教科	
宮城県収入証紙	

様式第1号

教育職員免許状授与等願書

宮城県教育委員会 職	年 月 日
本 籍 地	都・道・府・県
住 居 所	
(フリガナ)	
氏 名	印
生年月日(性別)	年 月 日(男・女)
連絡先電話番号	

下記の教育職員免許状の授与（新教育制度の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。  
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出  
する一切の書類が真実であることを誓約します。

1 免許状の種類  
2 教科又は領域

記

※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）  
3 現年歳後身人又は被服後身人  
4 種類以上の用に授けられた者  
5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失  
6 効の日から3年を経過しない者  
7 第1条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日か  
8 らる日本国憲法第16条の旨以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す  
ることを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

授与手教科	
宮城県収入証紙	

様式第二号～様式第七号の三（略）

様式第二号～様式第七号の三（略）

教育職員検定及び普通免許状授与等願書

年月日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名

生年月日(性別) 年 月 日(男・女) 印

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育制度の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。  
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 出願根拠規定

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)  
3 年齢以上の別に規定された者  
5 第1項第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手教科	授与手教科
-----宮城県収入証紙-----	-----宮城県収入証紙-----

様式第九号～様式第十一号 (略)

教育職員検定及び普通免許状授与等願書

年月日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名

生年月日(性別) 年 月 日(男・女) 印

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育制度の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。  
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 出願根拠規定

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)  
3 成生(教員)又は教員(教員)人  
3 年齢以上の別に規定された者  
4 第1項第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手教科	授与手教科
-----宮城県収入証紙-----	-----宮城県収入証紙-----

様式第九号～様式第十一号 (略)

宮城県教育委員会 殿		教育職員検定及び特別免許状授与願書		年	月	日
本	籍	地		都・道・府・県		
住	所					
(フリガナ)						
氏	名					印
生年月日(性別)				年	月	日(男・女)
連絡先電話番号						

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を切実関係書類を添えて出願します。  
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出  
する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)  
 1 教育職員免許状の種類及び事項  
 2 第1項の各号の1号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失  
 効の日から3年を経過しない者  
 3 第1項第1号から第3号までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日か  
 ら3年を経過しない者  
 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す  
 ることを主眼とする政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手数料	授与手数料
宮城県収入証紙	宮城県収入証紙

宮城県教育委員会 殿		教育職員検定及び特別免許状授与願書		年	月	日
本	籍	地		都・道・府・県		
住	所					
(フリガナ)						
氏	名					印
生年月日(性別)				年	月	日(男・女)
連絡先電話番号						

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を切実関係書類を添えて出願します。  
なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出  
する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)  
 1 教育職員免許状の種類及び事項  
 2 第1項の各号の1号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失  
 効の日から3年を経過しない者  
 3 第1項第1号から第3号までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日か  
 ら3年を経過しない者  
 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す  
 ることを主眼とする政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手数料	授与手数料
宮城県収入証紙	宮城県収入証紙

教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

年月日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日(性別) 年 月 日(男・女) 印

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育制度の追加の定め)を別紙申請書類を添えて出願します。  
 なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

1 免許状の種類

2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

2 第3号の所に規定された事項に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手数料	授与手数料
宮城県収入証紙	宮城県収入証紙

(以下略)

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

年月日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日(性別) 年 月 日(男・女) 印

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育制度の追加の定め)を別紙申請書類を添えて出願します。  
 なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

1 免許状の種類

2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

2 第3号の所に規定された事項に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5 第10条第1項第2号又は第3号の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手数料	授与手数料
宮城県収入証紙	宮城県収入証紙

(以下略)

## 教育職員の免許状に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人が免許状を授与されないとする規定が削除されたことに伴い、関係願書の様式を改正するもの。

### 2 改正内容

教育職員の免許状に関する規則（昭和30年宮城県教育委員会規則第2号）に定められている様式第1号「教育職員免許状授与等願書」、様式第8号「教育職員検定及び普通免許状授与等願書」、様式第11号の2「教育職員検定及び特別免許状授与願書」及び様式第12号「教育職員検定及び臨時免許状授与等願書」を改正するもの。

### 3 施行年月日

令和元年12月14日

（改正後の教育職員免許法の施行の日と同日）